

# 大分県公共施設等総合管理指針の改訂について

## 1. 公共施設等の状況（令和元年度末）

### (1) 県有建築物

#### ○主な施設

- ・ 学校施設：約76万3千㎡（約34%）
- ・ 県営住宅：約58万㎡（約26%）
- ・ 庁舎等：約14万2千㎡（約6%）
- ・ スポーツ・レクリエーション施設：約13万6千㎡（約6%）

#### ○老朽化の状況

- ・ 築30年以上：約58%
- ・ 10年後には全体の9割弱の施設が築30年以上を経過

### (2) 公共インフラ施設

#### ○主な施設

- ・ 橋梁：2,545橋
- ・ トンネル：259本
- ・ 農業用ダム：25基

#### ○老朽化の状況（橋梁の場合）

- ・ 架設後50年以上：約37%
- ・ 10年後には全体の半数を超える約56%の橋梁が築50年以上を経過

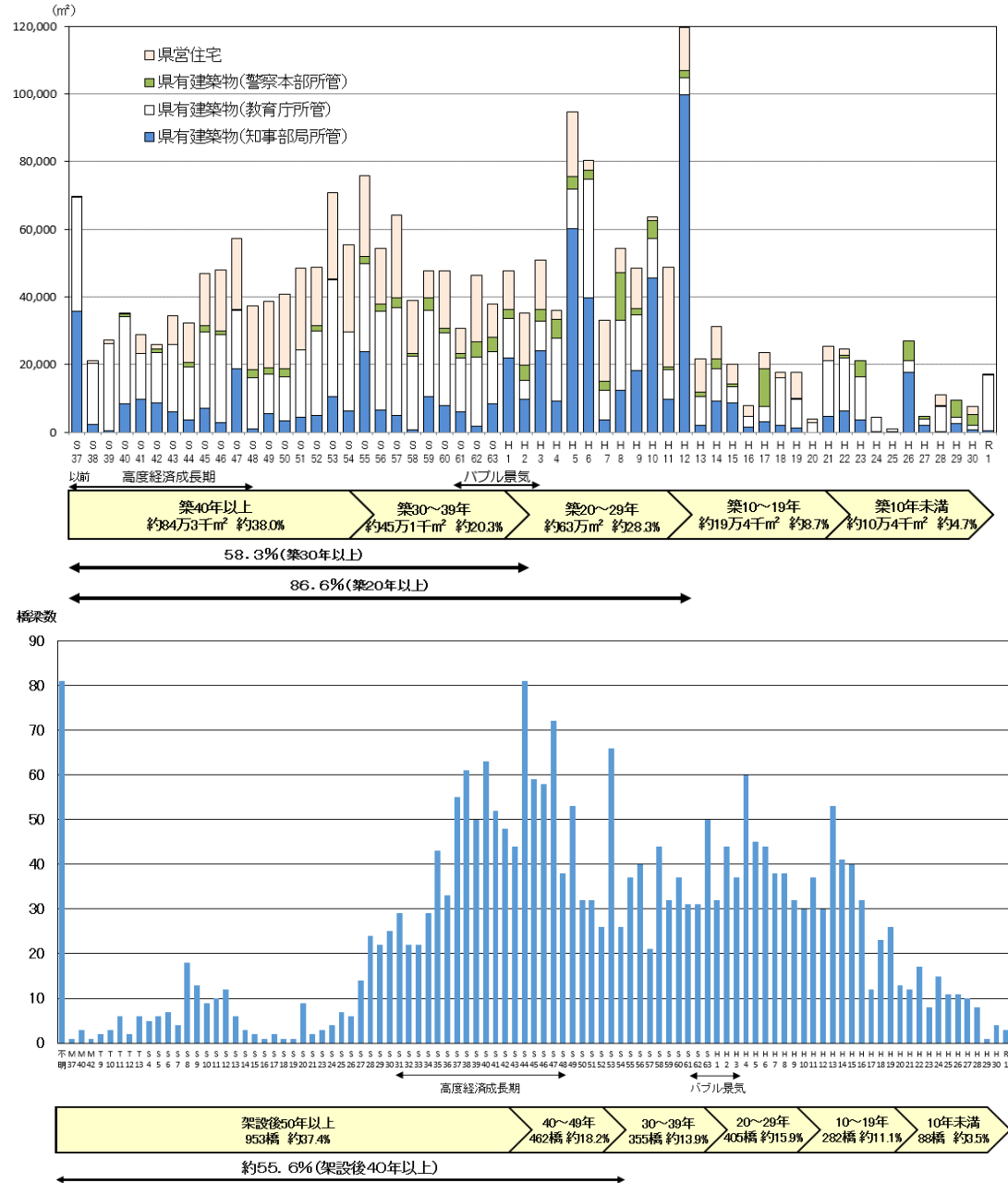
### (3) 公営企業施設

#### ○主な施設

- ・ 企業局施設：水力発電所12箇所など
- ・ 病院局施設：病院本館など

#### ○老朽化の状況（水力発電所の場合）

- ・ 築50年以上：約67%



## 2. 公共施設等を取り巻く課題

### (1) 施設の老朽化

施設の多くが、高度経済成長期等に整備されており、今後、更に老朽化が進行し、その対策に要する費用の増加が見込まれる。

### (2) 人口減少の進行

県有建築物については、今後の人口減少や人口構造の変化に伴い利用需要等の変化が予測される。

### (3) 厳しい財政状況

人口減少や少子高齢化等により、税金の減少や社会保障関係経費等の増大などが見込まれる。

これらの課題に対応するため「大分県公共施設等総合管理指針」（以下、「県指針」）を平成27年度に策定

## 3. 県指針の基本方針

### (1) 県有建築物

- ① 施設総量の縮小  
施設の用途廃止や集約化により総量を縮小
- ② 施設の長寿命化  
計画的に保全を行う予防保全型維持管理により主要な施設を長寿命化
- ③ 管理体制の一元化  
知事部局、教育庁など所管ごとに管理体制を一元化

### (2) 公共インフラ施設

- ① 必要性の十分な検証  
必要性や費用対効果等を十分に検証し更新が不要な場合は廃止
- ② 機能の確実な発揮  
点検等に基づき施設に優先順位を付け予防保全型維持管理により長寿命化
- ③ 施設情報の一元化  
点検結果や補修工事等の情報を一元的に管理し、次回の点検・補修等に活用

国の策定指針が改訂され、新たな記載項目が追加されたことなどに伴い県指針を見直し改訂

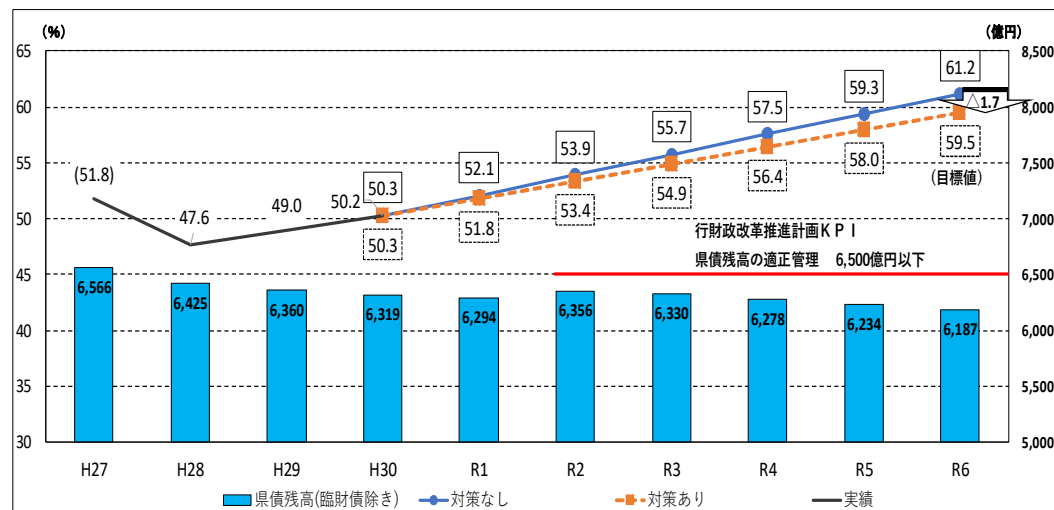
## 4. 主な改訂内容

### (1) 公共施設等の数量に関する目標の設定

目標の設定に当たっては、公共施設マネジメントの基礎データとして活用が有効とされる地方公会計（固定資産台帳）の情報を活用し、有形固定資産減価償却率を用いて目標を設定する。

今後の有形固定資産減価償却率を推計すると、今後、何も対策を取らなかった場合、令和6年度には61.2%になることが見込まれる。

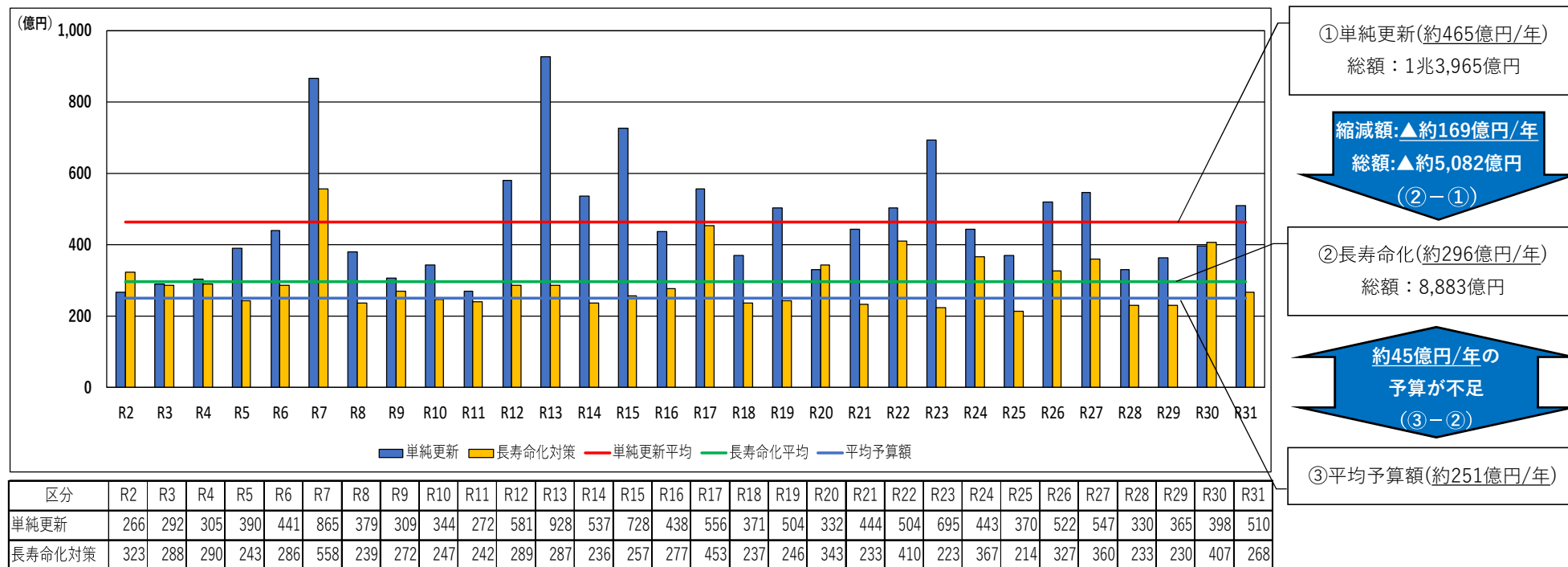
県指針の基本方針により、予防保全型維持管理など適切な取組や対策により、令和6年度の有形固定資産減価償却率を1.7ポイント程度改善し、目標を59.5%に設定する。



## (2) 中長期的な経費の見込みを試算

今後30年間（R2～R31）の公共施設等の維持管理・更新等にどれくらいの経費が必要となるのか試算

（①耐用年数経過時に単純更新した場合と②予防保全型維持管理により長寿命化対策を行った場合の2パターン）



## 5. 今後の主な取組内容等

### (1) 総量縮小への取組

県有建築物については、施設の建替や新たな整備をする際は、PPP/PFIなど民間活力の導入や集約化を検討し、施設総量の縮小に努める。

#### 【取組事例】

- ・長浜地区職員宿舍定期借地整備事業（H30）
- ・別府総合庁舎建替事業（仮称）（R3～）

### (2) 維持管理経費縮減への取組

- ①計画的な予防保全型維持管理による長寿命化を推進し、財政負担の軽減、平準化を図る。
- ②施設の維持管理に当たっては、施設の状況を把握し、優先順位を付けた上で、計画的に工事に着手する。
- ③維持管理が容易な構造の採用など維持管理経費の低減につながる新技術の導入を検討する。

### (3) 財源確保への取組

- ①県有施設整備等基金等への積立てを強化する。
- ②交付税措置のある有利な地方債を活用する。

### (4) 期間

行財政改革推進計画に合わせ、令和6年度までとする（H27からR6までの10年間）。